

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【公表番号】特表2002-542296(P2002-542296A)

【公表日】平成14年12月10日(2002.12.10)

【出願番号】特願2000-613446(P2000-613446)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/555	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06	
A 6 1 K	31/555	
A 6 1 K	33/24	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	37/24	

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月16日(2007.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】癌治療用の医薬組成物を製造するための、化学療法的に有効量の抗腫瘍剤とヘマトクリット上昇剤との組み合わせ使用であって、この際、前記抗腫瘍剤が、シスプラチニン又はカルボプラチニンであり、しかも、前記ヘマトクリット上昇剤が、エリスロポイエチン又はエリスロポイエチンに似た物質であることを特徴とする、癌治療用の医薬組成物を製造するための抗腫瘍剤とヘマトクリット上昇剤との組み合わせ使用。

【請求項2】前記抗腫瘍剤がシスプラチニンであることを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項3】前記抗腫瘍剤がカルボプラチニンであることを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項4】前記ヘマトクリット上昇剤がエリスロポイエチンであることを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項5】前記ヘマトクリット上昇剤がエリスロポイエチンに似た物質であることを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項6】前記抗腫瘍剤がシスプラチニンであり、前記ヘマトクリット上昇剤がエリスロポイエチンであることを特徴とする請求項1記載の使用。

【請求項7】前記シスプラチニンが、 $25\text{ mg/m}^2 \sim 300\text{ mg/m}^2$ の間の量にて使用されることを特徴とする請求項6記載の使用。

【請求項8】前記シスプラチニンが、 $50\text{ mg/m}^2 \sim 100\text{ mg/m}^2$ の間の量にて使用されることを特徴とする請求項7記載の使用。